

名古屋市の取組

調査研究・普及広報

子どもの権利について、調べ、子どもも大人もよくわかるように知らせ、広めていきます。

虐待、体罰、いじめなどの防止・救済

いろいろな人と協力して、いじめなどが起こらないようにしたり、相談を受けたり、助けたりするために必要な対応をします。

子どもへの支援

- ① いろいろな人と協力して、子どもが安心して安全に過ごすことができる居場所づくりを進めます。
- ② 子どもが自然や地域社会とのふれあいの中で豊かに育つことができるよう遊びや体験の場をつくれます。
- ③ いろいろな人と協力して、子どもが他の人と共に生き、責任ある社会の一員として自立できるように支えます。



子どもの参画活動の促進

子どもにかかわることを決めるときに、子ども会議など、子どもが主体的に参画し、意見を表し、子どもの意見が反映されるしくみをつくれます。

子育て家庭への支援

いろいろな人と協力して、保護者が子どもの成長について責任を果たし、子どもが安心して暮らせるよう子育て家庭を支えます。

子ども支援と一緒に進めること

子どもは成長して大人になることをふまえて、20歳以上の若者の自立支援も一緒に進めます。

お問い合わせ先

名古屋市子ども青少年局子ども未来部子ども未来課(市役所本庁舎2階)

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1

●電話 052-972-3081

●ファックス 052-972-4437

●電子メール a3081@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp



古紙パルプ配合率70%以上・白色度70%再生紙を使用しています

「子どもの権利を保障し、子どもを社会全体で支援するための基本的な考え方」について

みなさんのご意見を募集します。

1 パンフレットを配っているところ

区役所情報コーナー、支所、市民情報センターなど
名古屋市公式ウェブサイト
(<http://www.city.nagoya.jp/> の名古屋市政＞パブリックコメントのページ)
点字版・音声変換用テキストを希望するときは、子ども青少年局子ども未来課へ連絡してください。

2 意見を募集している期間

平成19年11月29日(木)から平成19年12月28日(金)必着

この日までに
着くように
おく
送ってね

3 意見の出し方(うら面を使ってください。)

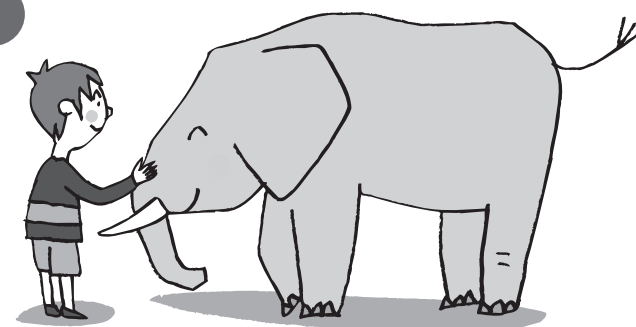
- 郵送、ファックス、電子メールで送るか、直接持ってきてください。
(電話など口頭での意見は、受け付けることができません。)
- 意見を出すときは、住所・氏名を書いてください。
- 別の用紙に書いて出してもいいです。

4 出された意見の発表について

募集を締め切った後、みなさんから出してもらったご意見の内容は、市の考え方といっしょに発表する予定ですので、みなさんのご意見ひとつひとつに返事は書きません。

5 意見の提出先・お問い合わせ先

うら面を見てください。



● 個人情報の取扱いについて ●

- ① 住所や氏名などだれが書いたか、あるいはだれのことが分かるような内容は発表しません。
- ② 住所、氏名、電子メールアドレスなどについては、名古屋市個人情報保護条例(市のきまり)を守り、他のことに使ったり、他の人に渡したりしません。